

■ 障害年金受給者等の「所得状況届」は来年から原則提出不要に
— 「診断書」作成期間も緩和へ —

厚生労働省は11月2日、障害年金受給者等の負担軽減や日本年金機構の審査事務の効率化を図るため、20歳前に初診日のある障害基礎年金の受給者の所得状況届の省略や、診断書の作成期間を拡大する意向を明らかにしました。

現在、20歳前に初診日のある障害基礎年金受給者等は、「所得状況届」を毎年7月31日に提出しています。この状況届の提出が、来年2019年以降、原則不要になる見込みです。対象になるのは、20歳前障害基礎年金受給者のほか、特別障害給付金*受給者です。

障害年金受給者等の所得情報は、来年以降、市町村から厚生労働大臣（日本年金機構）へ提供され確認できるので、受給者からの提出は原則不要にするというものです。

また、障害年金受給者が1～3年毎に提出している「診断書」について、現在、指定日前1カ月以内に作成された診断書の提出が求められているところですが、今後は3カ月以内の診断書へ拡大され、診断書の作成期間が緩和される予定です。

1カ月以内に作成された診断書の提出が間にあわず、受給中の障害年金が止まるのではないかと心配した経験をもつ方もいることと思います。そのような状況は今後改善されるものと期待されます。

なお、省令等を12月下旬に改定し、2019年7月から施行される見込みです。



*特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できない障害者の救済制度。

■ 身体障害者手帳がカード化へ
— 早ければ来年度から自治体判断で —

厚生労働省は10月24日、社会保障審議会の障害者部会に身体障害者手帳のカード化を提案し、了承されました。

耐久性のあるプラスチック製で、携帯に便利なカード型を求める当事者の声に対応したもので、従来の手帳型とカード型とを本人が選べるようにする予定です。

実際にカード型で発行するかどうかは、身障手帳を交付する自治体の判断に委ねられます。

今後、詳細を詰めた上で省令を改定し、早ければ来年度からカード型手帳が交付される見込みです。

(参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000371142.pdf>)

2. カード型障害者手帳のイメージ

① 身体障害者手帳

表面：手帳所持者の基本情報や運賃割引の区分などを記載

裏面：備考欄は住所変更の際などに活用

備考

注意事項

1. この手帳の交付を受けて更新しようとする方には、国、都道府県、市町村などが出来るだけのお世話をすることになっています。
2. 医療や生活や職業などのことで相談されたいときや、つえ、義足などが必要なときは、いつでも近くの市町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談所などに御相談ください。
3. 身体障害者福祉司、児童福祉司などが訪問させていただくことがあります。そのときには、御希望を述べて御相談ください。
4. この手帳は、なくさないように大切にお願いします。
5. 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。
6. この手帳を方一新したり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
7. この手帳は、他人に譲ったり買したりしてはなりません。